

## **任意団体「予防カフェ」定款(改訂版)**

### **第 1 条(名称)**

本団体は「予防カフェ」と称する。

### **第 2 条(所在地)**

本団体の主たる事務所を大分市内に置く。

### **第 3 条(目的)**

本団体は、地域住民がいつまでも安心して暮らせる環境づくりを目的とし、次の事項に関する予防活動・啓発・支援を行う。

1. 認知症・介護予防に関する学習および交流
2. 防災・減災に関する普及啓発および実践支援
3. 在宅療養や地域見守りに関する相談・情報提供
4. 世代間交流を通じた健康づくりおよび地域連携促進
5. その他、本団体の目的を達成するために必要な活動

### **第 4 条(活動の種類)**

1. 予防に関する講座・勉強会・カフェ形式の交流会の開催
2. 防災・介護・健康に関する体験イベントや出前講座の実施
3. 専門職による相談支援・人材育成・地域サポート活動
4. 行政・学校・企業・地域団体との協働による地域支援事業

### **第 5 条(会員)**

1. 本団体の目的に賛同する者を会員とする。
2. 会員は次の区分とする。
  - (1) 正会員：本団体の活動に継続的に参加する者
  - (2) 賛助会員：本団体の目的に賛同し、活動を支援する者

## **第 6 条(役員)**

1. 本団体に次の役員を置く。

代表 : 河野スミ子

副代表: 今村千代子

会員 : 唐橋和子、後藤嘉希、本村博之

専門職顧問:

- ・首藤明子(防火防災管理者／防災士／応急手当普及員／認知症ケア指導員)
- ・蓬萊理恵(看護師)

2. 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

## **第 7 条(会議)**

本団体の運営に関する重要事項は、代表・副代表および会員の協議により決定する。

## **第 8 条(会計)**

1. 本団体の経費は、会費・寄付金・補助金・助成金・その他の収入をもって充てる。
2. 会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## **第 9 条(解散)**

本団体は、会員の 3 分の 2 以上の同意により解散することができる。

## **第 10 条(附則)**

1. 本団体は、2018 年(平成 30 年)9 月 13 日に設立する。
2. 本定款は、令和 7 年(2025 年)7 月 29 日より改訂・施行する。